

- 会期、場所：2025年6月2日～13日、スイス・ジュネーブ
- 日本からの出席者
  - 政府側：田中厚生労働審議官、秋山大臣官房総括審議官（国際担当） 他
  - 労働者側：清水連合事務局長、郷野理事 他
  - 使用者側：市村経団連労働法規委員会国際労働部会長、長澤理事 他

## 1. 本会議(各国代表演説等)

- ウングボ事務局長から「仕事、権利、成長」をテーマとした事務局長報告が行われ、これを受けて各国政労使代表による演説が行われた。
- 日本からは、田中厚生労働審議官、清水連合事務局長、市村経団連労働法規委員会国際労働部会長が政労使を代表して演説を行った。
- 田中厚生労働審議官からは、これまでの日本のILOへの貢献を強調しつつ、日本国内において労働市場改革を推進していることや、アジア・太平洋地域において、サプライチェーンの改善に関するプロジェクトを複数実施していることなどを発信した。

## 2. 財政委員会

- 前予算期（2024-25年）と比較して名目ゼロ成長、総額約9.305億USドル（約1,396億円）の2026-27年計画予算案が採択された。
- 前期予算が審議された際にも議論となった性的指向・性自認の記載については、ILOがいかなる理由に基づく差別も根絶する義務を負い、SOGIの使用については多様な見解があることを認識しつつ、第355回理事会にてこの問題を取り扱うことを認識し、各国の事情や状況に応じた事務局からの支援が行われることを確認する、という記載を盛り込んだ修正案がコンセンサスで採択された。

## 3. 基準適用委員会

- 条約勧告適用専門家委員会の報告書及びILO・ユネスコ合同専門家委員会の報告書に関する一般討議並びに各加盟国における既批准条約の適用状況に関する個別案件（全24件。日本案件はなし）及びベラルーシに関する特別会合について審議を行った。

## 4. 生物学的な危険に対する予防と保護(基準設定、第二次討議)

- 「生物学的な危険」に関する2回目の討議が行われ、条約及び勧告案が採択された。本条約は、労働環境における生物学的危険（病原体、毒素、アレルギー等）から労働者の生命と健康を守ることを目的とした初の国際条約である。すべての労働者を対象とし、国家は労働安全衛生政策に生物学的危険への対応を統合することが求められる。リスク評価に基づく予防・保護措置、緊急時対応計画、労災補償、監督体制強化などが盛り込まれ、使用者には防護措置の実施や情報提供、労働者には退避の権利や報告義務が定められた。
- 日本としては、生物学的な危険に対する予防と保護に係る国際労働基準が存在しない状態が解消されるべきとする考え方に賛同しつつ、既存の基本条約やガイドラインと整合性を取るとともに、各国が国内情勢に応じた措置を採用することができるよう柔軟な規定とすることが望ましい、という姿勢で議論に貢献した。

## 5. プラットフォーム経済におけるディーセントワーク(基準設定、第一次討議)

- プラットフォーム経済に関する新しい国際労働基準について、2回の討議のうち、1回目の討議が行われ、勧告付き条約の形式とすること、条約の適用範囲や定義等について取りまとめられた結論文書が採択された。来年の2次討議で条約案・勧告案が議論される予定であるほか、来年の総会前に追加の三者会合が設けられる見込み。
- 日本としては、プラットフォーム就業者に適切な保護をすべきとする考え方には賛同しつつ、各国の状況や規制等に応じた柔軟性を認めるべき、という姿勢で議論に貢献した。

## 6. インフォーマリティへの対処とフォーマリティへの移行促進のための革新的アプローチに係る一般討議

- インフォーマリティへの対処とフォーマリティへの移行促進のための革新的アプローチに係る一般討議が実施され、結論文書がコンセンサスで採択された。
- 日本は、我が国のILO拠出金事業等を紹介しつつ、起草委員会に参加し、議論に貢献した。

## 7. 2025年の第2回世界社会開発サミットに向けたILO三者構成によるインプット

- 「我々のコモンアジェンダのための新しい社会契約に関する作業部会」が作成した決議案が採択され、2025年11月にカタールで開催される第2回世界社会開発サミットに向けたILO三者構成によるインプットとして送付することが決定された。

## 8. ミャンマーが調査委員会の勧告を遵守することを確保するための憲章第33条に基づく措置

- 審査委員会の勧告をミャンマーが遵守することを確保するための憲章第33条に基づく措置を検討し、政労使にミャンマー軍事政権との関係見直しを求める等の内容を盛り込んだ決議案が採択された。
- 我が国は、ミャンマーに対し、速やかな民主体制の回復やILO構成員たる労働組合員等への暴力等の停止や拘束者への解放等を求める単独ステートメントを行った。

## 9. 2006年海上労働条約第8条に基づき設置された特別三者委員会において採択された規範改正の承認

- 2025年4月に開催された第5回特別三者委員会において採択された海上労働条約規範改正案が採択された。

## 10. 社会正義連合年次フォーラム

- 社会正義の促進に向け、ドミニカ大統領や各国の閣僚クラスの参加のもと、加盟パートナーが知見を共有するための場として年次フォーラムが開催された。
- 以下の6つのテーマについて、報告・対話形式に分かれて議論が行われた。「生活賃金—社会・経済発展の促進—」、「包摂的で持続可能な社会のための責任ある企業活動」、「社会対話による公正な移行の促進」、「人権を基盤とする経済」、「若者の社会正義参画」、「変革の推進—社会に影響をもたらすAI活用—」